平成 22 年度 練馬区協働事業提案制度募集要項(案)

平成 22 年 11 月

練馬区

1 はじめに

練馬区では、平成21年12月に新たな区政運営の指針として、平成30年代初頭を目標年次とする「練馬区基本構想」を策定し、区のめざす10年後の姿を「ともに築き 未来へつなぐ 人とみどりが輝く わがまち練馬」としました。また、基本構想を実現するための区政経営の基本姿勢の一つに「区民と区との協働のまちづくり」を掲げ、区民やさまざまな団体、事業者と区が、それぞれの持ち味を十分発揮しながら、地域の多様な課題の解決に力を合わせて取り組み、より良い練馬のまちをともに築いていけるよう、協働の仕組みづくりを進めることとしています。

これを踏まえ、平成22年3月には、町会・自治会やNPO・ボランティア団体等のさまざまな活動団体との協働事業を一層推進する仕組みづくりに向け、「練馬区区民との協働指針」を策定しました。

練馬区協働事業提案制度は、この協働指針に基づく施策の一つであり、多様化・複雑化する地域課題に対して、町会・自治会やNPO・ボランティア団体などの自由な発想や地域性、専門性、柔軟性を活かした事業を募集し、提案団体と区が、それぞれの持つ資源(知識、経験、人材、情報、資金など)を持ち寄り、力を合わせて課題解決に取り組むことで、「区民の協働事業への信頼性と参加意欲の向上」「区職員の協働事業への意識の向上とスキルアップ」を図りながら、「区民と区との協働のまちづくり」を推進することを目的とするものです。

【協働の定義】

多様な活動主体と区、または活動主体同士が、それぞれの役割を明確にし、互いの特性 を理解・尊重したうえで、地域課題の解決という共通の目的に向かって、連携・協力して 活動していくこと。

【協働の原則】

対等の原則、 相互理解の原則、 自主性の尊重の原則、 情報公開の原則、 自立 化の原則、 目的共有の原則

(「練馬区区民との協働指針」より抜粋)

2 募集内容

次のいずれかの事業提案を募集します。なお、応募できるのは原則として、1団体につき1事業とします。

1 区が協働で実施を予定している事業への提案

区が平成23年度に団体と協働で進めたいと考えている次の ~ の事業への提案。

外国人区民と日本人区民との相互理解のための交流会 ねりま大根のPR事業 認知症介護家族のための相談・家族会支援事業

各事業内容の詳細、区が負担する経費の上限額等については、9P~11Pをご参照ください。

2 特定分野に関する事業への自由提案

次の ~ の分野から団体が自由に公共的課題を設定し、その課題解決にあたり、団体と区とが協働で取り組むことで、効果的な課題解決が期待できる事業の提案。(区が負担する経費の上限は1事業あたり50万円です。)

高齢者福祉に関する事業 子育て支援に関する事業 防犯・防火・防災に関する事業

上記 ~ は平成 2 1 年度の区民意識意向調査の結果、区の施策への要望が高かった上位 3 分野です。

3 協働事業提案制度の流れ

提案事業の募集・受付 11月22日~12月27日

> 一次審査(書類) (平成23年1月)

事業関係課との意見交換 (1月~2月)

公開プレゼンテーション 二次審査(2月)

候補事業の決定(2月)

候補事業の提案団体と事業 関係課が事業化に向けて協 議(2月~)

事業化決定・協定書等の作 成(3月~)

事業実施(4月~)

中間評価(確認)(10月)

事業完了(平成24年3月)

最終評価(平成24年5月) 公開事業報告会 協働事業企画提案書の提出にあたり、事前に区事業関係課との意見交換を行うことができます。(事前に意見交換シートを提出)また、企画提案書を書くにあたりアドバイスが欲しいという団体は、NPO活動支援センターにご相談ください。

提出された書類は、協働事業提案制度審査委員会で一次審査を行い、二次審査の対象となる提案事業を選定します。(二次審査の対象事業に対して、審査委員会より実施方法等について意見を出す場合があります。)

二次審査の対象となった事業の提案団体は、事業の実現性、効率性を高めるため、区事業関係課と意見交換を行い、必要に応じて企画書等の修正を行います。

二次審査の対象となった事業の提案団体は、公開プレゼンテーションの場で提案事業の内容を説明し、審査委員からの質疑に対して応答していただきます。

公開プレゼンテーションに参加できない団体は、審査 の対象外となります。

プレゼンテーション終了後、審査(非公開)会を開催 し、協働事業に適した事業を選定します。

区長は、審査委員会の選定結果を踏まえ、協働事業の 候補事業を決定します。

候補事業の提案団体は、事業関係課と事業化に向けて、具体的な協議を行います。

候補事業の提案団体は、区事業関係課との協議が整った段階で、協働事業の実施にかかる協定書を作成し、取り交わします。

なお、事業化の決定は、平成 23 年度予算の成立が条件となります。

事業実施団体と区事業関係課は、協働事業の進捗状況 と協働のプロセスについて確認を行います。その際、練 馬区区民協働推進会議の委員よりアドバイス等を行う 場合があります。

事業実施団体は、事業完了後、事業報告書を作成し、 区へ提出していただきます。

事業実施団体と区事業関係課は、協働事業の評価を行います。また、公開事業報告会に参加し、事業報告を行っていただきます。その後、練馬区区民協働推進会議が、協働事業の評価を行い、評価結果を公表していきます。

4 対象となる事業の要件

この制度で提案できる事業は、次に掲げるすべての要件を満たす事業です。

- 1 募集内容1または2に該当する事業
- 2 練馬区基本構想および長期計画等の実現に資する事業
- 3 提案した団体が主体的に実施する事業
- 4 公共性の高い事業で、地域課題の解決に向けた新たな取り組みが期待できる事業
- 5 役割分担が明確かつ妥当で、協働での効果が見込まれる事業
- 6 平成24年3月までに具体的な効果または成果が期待できる事業
- 7 予算の見積もりなどが適正な事業

次の事項に該当する事業はこの制度の対象とはなりません

- 1 営利を目的とした事業(事業実施に伴い参加費等の収入がある場合、その収入が事業に係る支出を上回る事業)
- 2 事業の成果が特定の個人や団体だけに帰属する事業
- 3 調査、研究、計画のみを目的とし、事業の実施が伴わない事業
- 4 施設の建設や整備を目的とした事業
- 5 政治または宗教活動を目的とした事業
- 6 地域住民の交流事業など親睦会的なイベント事業
- 7 国や地方公共団体 (練馬区を含む。) などから助成等を受けている事業、または受ける予定のある事業

5 提案できる団体

この制度で提案できる団体は、町会・自治会、特定非営利活動法人、ボランティア活動 団体等の地域活動団体および社会貢献活動を行う事業者などで次の要件をすべて満たす団 体です。(複数団体の共同提案可)

- 1 練馬区内に事業所が有り、区内で事業を実施している団体であること
- 2 5名以上の会員で組織されていること
- 3 組織の運営に関する規則、規約、会則等があり、構成員名簿を備えていること
- 4 予算・決算が適正に行われていること
- 5 団体の責任者および連絡責任者が特定できること
- 6 事業報告(公開事業報告会での報告を含む)および会計報告ができること
- 7 宗教活動または政治活動を目的とした団体でないこと
- 8 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。) にある者、若しくはその候補者、または政党を推薦し、支持し、またはこれらの反対 することを目的とした団体でないこと

- 9 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または、暴力団若しくは暴力団員 の統制下にある団体でないこと
- 10 原則1年以上の活動実績があり、協働事業の業務を遂行できる能力と実績を有していること

6 事業の実施期間

この制度で実施する協働事業の期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日 までに完了する事業です。複数年度にまたがる事業は提案できません。

ただし、区長が特に必要と認める場合は、この制度で最大1年間継続実施することができます。(継続の場合でも審査はあります。)

7 提出書類

平成 22 年 12 月 27 日 (月)までに次の書類を提出してください。

- 1 協働事業企画提案書(第1号様式)
- 2 協働事業企画書(第2号様式の1または第2号様式の2)
- 3 事業スケジュール表(任意様式)
- 4 協働事業収支予算書(第3号様式)
- 5 団体概要書(第4号様式)
- 6 団体の定款・規則・会則等
- 7 団体の構成員名簿(団体の役員および事業に関わる者の名簿)
- 8 団体の現年度の事業計画書
- 9 団体の前年度の事業報告書
- 10 団体の活動がわかるもの(今まで実施した事業のチラシなど)

第1号様式から第4号様式は、区ホームページの「暮らしのガイド」>「お知らせ」>「協働事業提案制度 提案事業の募集」のページからダウンロードできます。

留意事項

提出いただいた書類等については、返却いたしません。

提出いただいた書類等は、個人情報を除き原則として情報公開の対象となります。

8 募集期間

平成 22 年 1 1 月 2 2 日 (月) から平成 22 年 12 月 27 日 (月) 午後 5 時まで

提出書類は次の提出先に直接ご提出ください。(提出にあたっては事前にご一報ください。)

9 提出および問合せ先

受付時間 平日 午前9時から午後5時まで

練馬区区民生活事業本部産業地域振興部

地域振興課区民協働推進担当係(練馬区役所本庁舎9階)

住所:練馬区豊玉北6丁目12番1号

電話: 03-5984-1247 (直通) FAX: 03-3557-1351

e-mail: chiiki11@city.nerima.tokyo.jp

10 事業経費

この制度で、練馬区が負担する経費の対象となるのは、事業実施に必要な経費のみ(下表のとおり)です。

区分	内 容		
人件費	事業の企画・準備・実施に係る人件費、法定福利費		
諸謝金	講師、専門家への報償費		
消耗品費	消耗品、事務用品など		
印刷費	ポスター・チラシなどの印刷費		
交通費	事業に関わるスタッフの交通費		
保険料	ボランティア保険、行事保険、損害保険など		
通信費	事業実施に必要な郵便など		
賃借料	事業実施に伴う会場使用料、リース料		
租税公課	事業実施に必要な契約に伴う印紙代		
その他経費	その他事業を実施するために必要と認められる経費		

次の経費は対象となりません。

- 1 団体の構成員のみを対象とした講座、講演会に係る経費
- 2 団体の構成員が講師となる講座、講演会などの講師謝礼
- 3 団体運営に係る人件費
- 4 備品購入費
- 5 事務所の賃借料(敷金・礼金等の経費含む)
- 6 光熱水費
- 7 飲食費
- 8 団体の運営に係る租税公課
- 9 その他事業実施に直接関わらない経費

留意事項

提案団体の自己資金、受益者から徴収する利用料などの負担金、役割分担に基づき練 馬区に負担を求める経費を、協働事業収支予算書に記載してください。

練馬区が負担する経費については、各事業の上限額の範囲内で提案団体と事業関係課 との協議の中で決定します。

事業終了後に、練馬区が負担した金額に残額が生じた場合には、精算をしていただく ことになります。

11 審査・選定

提案された事業については、学識経験者、各種団体の代表、公募区民、区職員で構成される協働事業提案制度審査委員会において、書類審査、公開プレゼンテーションによる審査を行い、協働事業に適した事業を選定し、その結果を区長へ報告します。

区長は、審査委員会からの報告を踏まえ、協働事業の候補事業を決定します。

なお、審査は非公開で行いますが、審査・選定結果については提案団体に通知するとと もに、区ホームページ等で公開します。

審査の基準

審査基準	審査の主な視点		
事業の	・事業を実施することにより、解決する課題、目指す状態が明確になっ		
	ていること。		
目的・公共性 	・区民ニーズを把握しており、事業に公共性があること。		
◇ 両力	・目的に対しての手法が明確かつ妥当であること。		
企画力	・団体の特性(専門性・地域性等)が活かされていること。		
	・提案団体の役割、区に期待する役割が明確になっていること。		
協働の有効性	・区と協働で行うメリット(きめ細かいサービスの提供、地域の実情に		
	即した的確なサービスの提供、相互補完等)が期待できること。		
	│ │・事業の実施規模・実施工程が適切であり、実現可能な内容であること。│		
	・事業の実施に伴う必要な人材や機材等の確保・配置ができていること。		
協働の	・具体的な成果が期待できること。		
実現性・実効性	・団体の活動実績が活かされることが期待できること。		
	・発展性、将来性(自立化など)が期待できること。		
車	・収支予算書の記載内容や積算根拠が明確かつ妥当であること。		
事業費	・費用に見合う成果が期待できること。		

12 事業化に向けての協議

二次審査を通過し、協働事業の候補となった事業の提案団体と区事業関係課は、事業化に向けての協議を行います。協議が整った段階で、協働の協定書等を取り交わします。 また、事業の実施については、平成23年度の予算成立が条件となります。

協議・確認事項 例

立場の違いを理解

課題、ニーズの把握と目的の共有

事業実施に向けての実施可能な計画の策定と役割分担

事業を進めるうえでの協議の場(見直しの場)の確認

会計のルールの確認

情報公開の確認

事故やトラブルへの対応等

留意事項

協議の結果、最終的に協議が整わなかった場合は、事業化を見送る場合もあります。 事業化へ向けての協議および実施過程において、事業の要件や提案団体の要件を満た していないことが判明した場合には、事業を中止することとします。

13 情報の公開

制度運用の透明性を確保するため、個人情報に配慮しながら、提案団体名や提案された事業の概要については、区ホームページ等で公開していきます。

公開プレゼンテーションの対象となった提案事業については、協働事業企画書(第2号様式)および事業のスケジュールがわかるものを、当日の資料として来場者へ配布します。 提出された書類等は、個人情報を除き原則として情報公開の対象となります。

区が協働で実施を予定している事業

事業名	(1)外国人区民と日本人区民との相互理解のための交流会				
	~ 外国文化や日本文化、練馬区の文化や魅力等、テーマを設けた交流事業 ~				
	1 現状と課題				
	平成 21 年度に実施した外国籍住民意識意向調査において、外国人から、				
	地域の日本人との相互理解や交流を求める意見を多数頂戴した。また、日本				
	人からも地域の外国人との相互理解や交流を求める声が寄せられている。外				
	国文化や日本文化、あるいは練馬区の文化や魅力等、外国人と日本人がテー				
	マを共有しながら交流する機会を設ける必要がある。				
	2 事業の目的				
	区民の国際理解や、在住外国人等が主体的に地域で暮らすための相互理解を				
事業概要	推進する。				
子术院文	3 区が実施した(している)事業の概要				
	│ │外国人と日本人が、お茶を飲みながら自由に交流する「国際交流サロン」を				
	 月 1 回、外国文化や日本文化等を紹介しつつ交流する「国際交流のつどい」				
	を年 1 回実施している。				
	4 事業費の概算 30万円				
	・講師謝礼				
	・事業実施に伴う消耗品・印刷費				
	・事業実施に直接関わる従事者の人件費およびボランティア保険費 など				
	1 協働で行う理由				
	区民の団体により実施されることで、外国人・ボランティア・区民の間での				
	交流の広がりが期待できる。				
協働の必要性	外国人の日本語学習支援についてはボランティアの活動が活発だが、交流事				
一脚倒の必要は 役割分担	業についても協働を進めたい。				
1文制力担	2 区の役割(仮)				
	会場確保、区HP等での広報、参加者受付、補助金				
	3 提案団体に期待する役割(仮)				
	事業の企画・運営、実施、会場確保、参加者受付				
事業実施期間	TH 00 T 4 P 4 P 4 P 7 T 7 T 7 4 T 7 P 7 T 7				
(予定)	平成 23 年 4 月 1 日 から 平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで 				
+□ \/ ÷¤ ===	事業担当課 文化国際課				
担当部署	関連部署 交流会のテーマによる				
l .	J				

事業名	(2)練馬大根のPR事業		
	1 現状と課題		
	区内農家が生産する練馬大根を地場農産物のPRの観点から販売している。生大根につ		
	いては、JA東京あおば農業祭および共同直売所で、沢庵漬けについては、JA東京あお		
	ば共同直売所および漬物物産展(西武百貨店池袋本店)で販売しているが、販売本数はあ		
	まり増加していない。なお、販売は、共同直売所についてはJA東京あおばが、漬物物産		
	展については練馬漬物親睦会が行っている。		
	また、生大根の販売期は、他の農産物の収穫期と重なるため、農業振興イベントと重複		
	しており、販路の拡大を行っていくためには、限られた人的資源では大変厳しい状況にあ		
	వ .		
NIK 107	2 事業の目的		
事業概要	練馬大根をはじめとする「農」に関心がある地域活動団体を活用し、練馬大根の販路を		
	拡大するとともに、PRの強化をすることにより、練馬大根のブランド力を高める。		
	3 区が実施した(している)事業の概要		
	・農業祭において、練馬大根を区職員が販売		
	・ねりま区報や練馬区HPを通じて、PRに努めるとともに、練馬区観光案内所で農業		
	祭の時期にPRの支援を依頼した。		
	4 事業費の概算 50万円		
	・事業実施に伴う消耗品費・印刷費等の広告関連経費		
	・事業実施に直接関わる従事者の人件費 など		
	1 協働で行う理由		
	農のあるまちづくりを進めていくためには、地域の団体や区民が協働の下、事業を実施		
	することにより、都市農業・農地の多面的機能を多くの区民等に理解してもらうことがで		
 協働の必要性	きるため。		
一個別の必要は 役割分担	2 区の役割(仮)		
1文制刀担	ねりま区報、HPなどでの事業の広報、JA東京あおばや農家との調整、会場設営、補		
	助金の支出		
	3 提案団体に期待する役割(仮)		
	事業の企画・運営		
事業実施期間			
(予定)	平成 23 年 7 月下旬 から 平成 24 年 1 月下旬まで 		
44303	担当部署 都市農業課		
担当部署	関連部署 (経済課 漬物物産展事業)		

事業名	(3)認知症介護家族のための相談・家族会支援事業		
	1 現状と課題 認知症高齢者が増加し、介護家族の高齢化や男性のシングル介護など、介護家族をめぐる状況は厳しさを増している。介護家族は地域の中で孤立し心身ともに疲弊している現状がある。認知症介護を家族だけで抱え込まず、適切な時期に必要なサービスにつながることができるよう、公的機関だけでなく、多様な相談の場が必要である。また、地域には、認知症介護の経験者や認知症サポーターなど、介護家族の現状を理解し支援したいと考えている区民もあり、そのような方々の活躍の場が求められている。		
事業概要	2 事業の目的 公的な機関以外にも、相談場所が増えることにより、介護家族が、より身近に相談できるようになる。 ・ 高齢者相談センターや家族会などを紹介されることで、必要なサービスにつながる ・ 知識や情報を得たり、悩みを表出してリフレッシュしたりすることかできる ・ 家族会への参加によって仲間を得ることができる 以上により、介護負担の軽減を図る。このことは高齢者虐待にすすむ危険性を予防することにもなる。		
	3 いままで区が実施した(している)事業の概要 ・ 認知症を理解し地域で認知症の方とその家族を支援する「認知症サポーター養成講座」を実施し、現在約5,000人を養成した ・ 平成21年度から、新規の介護家族の会の立ち上げ支援および会を支援するボランティアの育成を実施、既存の家族会を含め現在10か所になっている		
	4 事業費の概算 80万円 高齢者相談センター、家族会等関係機関等連絡等に係る通信費および交通費事事業実施に伴う消耗品・印刷費事業実施に直接関わる従事者の人件費およびボランティア保険費 など		
	1 協働で行う理由 医療や介護の専門家ではなく、認知症介護の経験者や認知症サポーターなど同じ立場の 区民による相談は、介護家族にとって気軽に利用できる場になる。さらに、介護家族とそ のような区民がつながることによって、地域における支えあいによる、認知症支援ネット ワークの強化が期待できる。		
協働の必要性 役割分担	2 区の役割(仮) ・事業の広報 ・高齢者相談センター等関係機関、関連事業等との調整支援		
	3 提案団体に期待する役割(仮) ・電話等による介護家族に対する相談事業の実施 ・介護家族の会の活動支援		
事業実施期間 (予定)	平成 23 年 4 月 1 日 から 平成 24 年 3 月 3 1 日まで		
担当部署	担当部署 高齢社会対策課 関連部署 高齢者相談センター(総合福祉事務所)		

協働事業 意見交換シート

協働事業提案制度において、事業提案をお考えの方で、提案前に事業関係課と意見交換 を希望する場合は、このシートを地域振興課へご提出ください。

提出いただいたシートをもとに、区の事業関係課との意見交換会を実施します。 記入できる範囲で簡潔にご記入ください。

(ぶり	がな)	
団体名		
団体住所		
\(\dagger \pm \rightarrow \pm	氏 名	
代表者	住 所	
ব	氏 名	
連か	住 所	
連絡先	電話	(FAX)
3	メール	
設立	年月	団体設立 年 月
事	業名	
事業概要		
協働の役割分担		(区に期待する役割) (団体の役割)
現在の活動状況		

	・意見交換の時間は、平日午前9時~午後5時の間で1事業1時間の予定です。				
	・意見交換の期間は平成 22 年 11 月 22 日 ~ 12 月 22 日です。				
	・意見交換会は、原則、練馬区役所本庁舎内で行います。				
意見交換	第1希望				
息兄父撰 希望日時	月日時から				
1 布里口时 	第2希望				
	月日時から				
	第3希望				
	月日時から				
	事業関係課と調整のうえ、意見交換日時を連絡します。				
会加 又宁 1 粉	会場の都合上3名以下でご参加ください。				
参加予定人数	名				

以下、区(地域振興課)記入欄

事業担当課					
担当係・者					
意見交換日時	月	日()	時~ /	団体への連絡済
意見交換場所					
備考					

協働事業企画提案書

練馬区長 宛

(提案団体) 団体名 代表者名 住 所

練馬区協働事業提案事業について、下記のとおり提案します。

- 1 提案区分 区が協働で実施を予定している事業への提案 特定分野に関する事業への自由提案 (分野名:)
- 2 企画書 別紙「第2号様式の1(または2)」のとおり
- 3 収支予算書 別紙「第3号様式」のとおり
- 4 団体概要 別紙「第4号様式」のとおり

(添付書類)

- 1 団体の定款・規約・会則等【任意様式】
- 2 団体の構成員名簿【任意様式】
- 3 団体の事業計画書 (現年度分)【任意様式】
- 4 団体の事業報告書(過去1年分)【任意様式】
- 5 活動内容がわかるチラシなど

協働事業企画書

(区が協働で実施を予定している事業への提案)

1	区の課題名	
2	提案団体名	
3	課題の現状認識	・提案団体の視点で、課題の現状認識を記入してください。
4	提案事業の目的	・この事業で解決する課題と目指す状態を具体的に記入してください。
5	課題解決の手法	・団体の特性を踏まえ、課題解決するための事業手法・形態を記入してください。(事業の詳細については「8」の具体的な事業内容に記入。) ・他の団体と連携などをする場合、その旨を記入してください。
6	役割分担	・団体が担う役割と区に期待する役割を記入してください。
7	協働の必要性	・協働で行うメリット(きめ細かいサービス提供、地域の実情に即したサービス提供、相互補完など)、必要性を具体的に記入してください。
8	具体的な 事業内容	・事業の対象者、対象地域、事業の実施場所、回数、募集人員、スケジュールなど具体的に記入してください。(図表(任意様式)などの使用可)
9	事業の実施体制	・事業を実施するための団体内部の組織体制・責任者・従事者数・役割分担などを記入してください。(複数の形態の事業を実施する場合は、事業ごとに記入してください。)
10	事業成果の 確認方法	・事業の成果を確認するための指標を具体的に記入してください。
11	提案事業に関連 した提案団体の 過去の活動実績	・提案事業に関連した事業を実施した経験がある場合は、その際の取組体制や実績などを記入してください。
12	提案事業実施年 度以降の展望	・提案事業の将来的なビジョンを記入してください。

協働事業企画書

(特定分野に関する事業への自由提案)

		2.1.1.1.1.1.1.1.1.2.1.1.1.1.1.2.1.1.1.1
1	 提案団体名	
2	提案事業の名称	•
3	提案事業の目的	・この事業で解決する課題と目指す状態を具体的に記入してください。
4	課題解決の手法	・団体の特性を踏まえ、課題解決するための事業手法・形態を記入してください。(事業の詳細については「7」の具体的な事業内容に記入。) ・他の団体と連携などをする場合、その旨を記入してください。
5	役割分担	・団体が担う役割と区に期待する役割を記入してください。
6	協働の必要性	・協働で行うメリット(きめ細かいサービス提供、地域の実情に即したサービス提供、相互補完など) 必要性を具体的に記入してください。
7	具体的な 事業内容	・事業の対象者、対象地域、事業の実施場所、回数、募集人員、スケジュールなど具体的に記入してください。(図表(任意様式)などの使用可)
8	事業の実施体制	・事業を実施するための団体内部の組織体制・責任者・従事者数・役割分担などを記入してください。(複数の形態の事業を実施する場合は、事業ごとに記入してください。)
9	事業成果の 確認方法	・事業の成果を確認するための指標を具体的に記入してください。
10	提案事業に関連 した提案団体の 過去の活動実績	・提案事業に関連した事業を実施した経験がある場合は、その際の取組体制や実績などを記入してください。
11	提案事業実施年 度以降の展望	・提案事業の将来的なビジョンを記入してください。

協働事業収支予算書

提案事業名			

	区分	金額	算出根拠(単価×数量等)
	・自己資金や受益者か	HX	7141826 (11418223)
	らの利用料、寄付金な		
	どを記入してくださ		
収	l 1.		
-12	• .6		
入			
	区負担金		
	収入計		
	・募集要項 6 Pを参照		
	に区分ごとに記入		
	してください。		
	0 (() () ()		
支			
×			
出			
Щ			
	 支出計		
	ХШП		

積算の根拠となる書類を添付してください。

団 体 概 要 書

(ふりがな)		
団体名		
団体住所		
ホームページ		
代表者	氏 名	
	住 所	
	電話	(F A X)
	メール	
連絡先	氏名	
	住 所	
	電話	(F A X)
	メール	
設立年月		団体設立 年 月
団体の目的		
主な 活動内容		
団体の 構成員		役員、理事など (人) 専従有給職員 (人) 常時活動しているボランティアスタッフ(人)

団体の定款・規約・会則等、団体の構成員名簿、事業計画書(現年度分) 事業報告書(過去1年分) 活動内容がわかるチラシなどを必ず添付してください。

事業スケジュール表

	準備・実施・評価など
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10 月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	
4月	
5月	

団体の任意の様式で提出可

練馬区NPO活動支援センター

練馬区NPO活動支援センターでは、複数の団体が各団体の活動拠点となる施設において、区内のNPO法人やボランティア団体の運営や活動を支援しています。

協働事業提案制度で提案に必要な提出書類の書き方や公開プレゼンテーションの方法などについて、アドバイスが必要な団体は、お気軽にご相談ください。

相談は、同センターの各運営団体に直接ご連絡ください。(相談時間:平日9時~17時)

運営団体

NPO法人練馬区障害者福祉推進機構

住 所 練馬区豊玉北4-11-7 BS第2ビル

電 話 03-6904-1033 FAX 03-5946-4902

社会福祉法人練馬区社会福祉協議会

練馬ボランティア・市民活動センター

住 所 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所東庁舎4階

電 話 03-3994-0208 FAX 03-3994-1224

NPO法人インターネットビジネス研究所

住 所 練馬区早宮1-18-15

e-mail info@ib-r.com

練馬区NPO活動支援センターの主な事業

- 1 相談事業
 - ・NPO法人の設立や運営、人材募集等の一般相談、会計・税務・労務の相談
 - ・ボランティア活動に関する相談
 - ・情報システム、インターネット利用等に関する相談
- 2 情報受発信・団体間ネットワークの構築 ホームページの運営やねりまNPOニュースの発行
- 3 人材確保・育成事業

人材育成のための講座実施や人材育成のための専門家の派遣

4 講座・イベント実施事業

NPO・ボランティア団体の活動に関する各種講座やイベントの実施

練馬区NPO活動支援センターホームページ http://nerima-npo.com

平成 22 年度 練馬区協働事業提案制度募集要項(案)

平成22年(2010年)11月 練馬区区民生活事業本部産業地域振興部 地域振興課区民協働推進担当係(本庁舎9階) 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 電 話 5984-1247(直通) ファクシミリ 3557-1351 電子メール chiiki11@city.nerima.tokyo.jp 区ホームページ http://www.city.nerima.tokyo.jp/